

令和7事業年度

JAはぐくみの経営概況



発行 令和 8 年 6 月

はぐくみ農業協同組合

〒370-0084

群馬県高崎市菊地町556番地1

TEL 027-344-1331

FAX 027-344-1579

目 次

ごあいさつ	… 1	(3) 内国為替取扱実績	
1. 経営理念	… 2	(4) 有価証券に関する指標	
2. 経営方針	… 2	①種類別有価証券平均残高	
3. 経営管理体制	… 2	②商品有価証券種類別平均残高	
4. 事業の概況（令和7事業年度）	… 3	③有価証券残存期間別残高	
5. 農業振興活動	… 4	(5) 有価証券の時価情報等	
6. 地域貢献情報	… 4	①有価証券の時価情報等	
7. リスク管理の体制	… 6	②金銭の信託の時価情報等	
（1）リスク管理の基本方針		③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
（2）リスク管理体制の内容		(6) 預かり資産の状況	
（3）監査体制			
8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制	… 9	2. 共済取扱実績	…50
（1）基本方針		（1）長期共済新契約高・長期共済保有高	
（2）法令遵守の体制		（2）医療系共済の共済金額保有高	
9. 金融ADR制度への対応	… 9	（3）介護系その他の共済の共済金額保有高	
10. 金融商品の勧誘方針	…10	（4）年金共済の年金保有高	
11. 情報セキュリティ基本方針	…10	（5）短期共済新契約高	
12. 個人情報保護方針	…11	3. 農業・生活その他事業取扱実績等	…51
13. マネー・ローンダリング等および反社会的 勢力等への対応に関する基本方針	…12	（1）購買事業取扱実績	
14. 自己資本の状況	…13	①受託購買品	
15. 主な事業の内容	…14	②買取購買品	
		（2）販売事業取扱実績	
		①受託販売品	
		②買取販売品	
		（3）保管事業取扱実績	
		（4）利用事業取扱実績	
		（5）指導事業収支内訳	
【経営資料】			
I 決算の状況	…24	IV 経営諸指標	…53
1. 貸借対照表	…24	1. 利益率	…53
2. 損益計算書	…26	2. 貯貸率・貯証率	…53
3. 注記表	…28		
4. 剰余金処分計算書	…39	V 自己資本の充実の状況	…54
5. 部門別損益計算書	…40	1. 自己資本の構成に関する事項	…56
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	…41	2. 自己資本の充実度に関する事項	…56
7. 会計監査人の監査	…41	3. 信用リスクに関する事項	…62
		4. 信用リスク削減手法に関する事項	…70
		5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項	…71
II 損益の状況	…42	6. 証券化エクスポージャーに関する事項	…71
1. 最近5事業年度の主要な経営指標	…42	7. オペレーショナル・リスクに関する事項	…72
2. 利益総括表	…42	8. 出資または株式等エクスポージャーに関する 事項	…73
3. 資金運用収支の内訳	…43	9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャーに関する事項	…73
4. 受取・支払利息の増減額	…43	10. 金利リスクに関する事項	…74
III 事業の概況	…44	【JAの概要】	…75
1. 信用事業	…44	1. 組織機構図	…75
（1）貯金に関する指標		2. 役員一覧	…76
①科目別貯金平均残高		3. 組合員数	…77
②定期貯金残高		4. 組合員組織	…77
（2）貸出金等に関する指標		5. 特定信用事業代理業者の状況	…77
①科目別貸出金平均残高		6. 地区一覧	…77
②貸出金の金利条件別内訳残高		7. 店舗一覧	…77
③貸出金の担保別内訳残高		8. 沿革・歩み	…78
④債務保証見返額の担保別内訳残高			
⑤貸出金の用途別内訳残高			
⑥貸出金の業種別残高			
⑦主要な農業関係の貸出金残高			
⑧農協法に基づく開示債権の残高および金 融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高			
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法 に基づく開示債権の状況			
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額			
⑪貸出金償却の額			

ごあいさつ

皆様におかれましては、平素よりJAはぐくみをご利用いただき誠にありがとうございます。

この「JAはぐくみの経営概況」は、最近の業務の内容や活動状況などについてご利用いただいている皆様にご理解いただけるよう作成いたしました。この小冊子が、JAはぐくみをより身近にご利用いただける参考になれば幸いです。

JAはぐくみは、高崎市（旧群馬郡内の倉淵村・榛名町・箕郷町・群馬町の4町村）を事業区域として、そこで生産される豊富な農畜産物と、立地条件を活かした多面的な事業展開を行い、生産性の高い農業振興に取り組むとともに、健康で豊かな暮らしを築くための生活活動や相談活動を幅広く展開しております。

先の見えない中東情勢が世界経済へ大きく影響し、価格高騰・インフレーションが日本経済へ大きな打撃を与え続け、私たちの生活は一層不安定なものとなっています。

農業を取り巻く環境も、予測できない自然災害や生産資材の価格高騰により生産コストの高止まりが続いており、耕作放棄地の増加や後継者不足と相まって益々厳しさを増しています。

そのような中、当JAでは行政や関係機関との連携を強化し、食と農、地域振興や課題である高齢化、後継者問題にも果敢に取り組むため自己改革の実践に努めてきました。その一環として経営基盤強化に向けた事業の効率化や、役職員間の一体感の醸成をすすめてまいりました。長年ご愛顧いただいた介護・福祉事業からの撤退をいたしましたが、この機によりJA事業の根幹である営農経済事業に注力してまいります。

食糧生産を取り巻く環境はより厳しくなっており、JAとしての役割も高度化が求められておりますが、協同組合としての存在価値を再認識し安心安全なサービスや農畜産物の提供に努めるとともに、経営理念である「“こころ”と“暮らし”の幸せ追及」を念頭に、組合員の皆様の生活向上、地域力の充実へさらに貢献できるよう努力を重ねてまいります。

持続可能な農業・地域共済の実現のため、引き続き多くの課題に向き合い、地域のために役職員が一丸となり取り組んでまいりますので、力強いご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和8年6月

代表理事理事長 牧野 耕一郎

1. 経営理念

“こころ”と“暮らし”の幸せ追求

恵まれた地域の自然環境を大切に、JAの総合事業を通じて地域農業の発展と組合員及び地域社会に貢献し、高度化する経営環境のなか、皆様が安心して利用できるJAを創生し、JAはぐくみに関連するすべての方々の“こころ”と“暮らし”の幸せを追求するため役職員一体となって「活力・活性・活躍」を念頭に、夢のある未来へと継承していくことを目指します。

2. 経営方針

1. 農家組合員の農業所得向上と振興品目拡大を目指し、出向く営農体制の強化と相談活動の充実を図ります。
2. 生産者の経営安定をはかるため、記帳支援・生産販売診断を充実させ、経営診断に取り組むとともに地域農業の基盤強化のため、担い手確保対策・労働力確保対策に取り組めます。
 - ①農業者支援のため、青色申告・生産販売診断を基とした経営診断を展開し、次のことに取り組めます。
 - ア. 出向く営農体制の確立のためTAC活動を中心とした事業間の連携により、質の高い経営診断を実施します。
 - イ. 重要振興作物である露地ナスの生産効率化を研究し、効果的な農業経営を普及推進します。
 - ②農家組合員の農業所得向上に向け直接販売ができる地場産コーナー・直売事業の拡大に取り組めます。
 - ア. 地域の強みである地場産コーナーの普及拡大を、さらに強化します。
 - イ. 直売品販売高向上のため、利用者ニーズに応じた店舗づくりと利用者の増大に取り組めます。
3. 「地域の活性化」に向けて、次のことに取り組めます。
 - ①農業振興の応援団の拡大をはかります。
 - ②高崎市農政部に職員が出向し、地域農業の振興と支援拡大に寄与し、活性化を図ります。
4. 改革の取り組みと成果について常に確認・評価し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事には、JA運営における男女共同参画の促進に取り組み、女性組織から理事の登用を行なっています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に向けて取り組んでいます。

4. 事業の概況（令和7事業年度）

①信用事業

令和7年度は、金融機関として「組合員・利用者本位の業務運営（FD）方針」の確実な実践と、JAバンクならではの総合事業を活かした「農業」「暮らし」「地域」の各分野において、新たな顧客との接点創出を通じて資金調達と流入財源確保に努めました。

信用事業総利益は338百万円で前年対比114.7%となりました。年金相談会を通じた年金振込口座の獲得や組合員を金利優遇とした定期貯金キャンペーンなど貯金獲得の推進活動に取り組みました。貸出金については、住宅メーカーへの営業活動やTACと連携した新規就農者への訪問活動、農林中金と連携した農業法人への資金ニーズの情報収集と提案などに注力しました。

JA食農教育応援事業の一環である管内の小学校に対する補助教材の寄贈を実施し地域貢献活動に取り組みました。また、「年金友の会」の活動として、短歌・俳句・川柳大会の募集・グラウンドゴルフ大会のイベントを実施することで会員の健康促進と交流の場を提供しました。

②共済事業

令和7年度は、「組合員・利用者本位の業務運営（FD）方針」に則り「全契約者への3Q訪問活動（寄り添う活動）」の浸透をはかるとともに次世代・次々世代との接点強化、「ひと・いえ・くるま+農業の総合保障（農業診断リスク）」の相談と保障提案などに取り組みました。

共済事業総利益は319百万円、前年対比100.6%となりました。長期共済部門については、満期共済契約の増加により保有高が減少し、年度末保有契約高は147,467百万円、前年対比96.1%となりました。短期共済部門については、お見積りキャンペーンによる新規獲得に取り組み、自動車共済契約件数は前年対比100.5%、自賠責共済契約件数は前年対比101.3%と前年に比べて増加し、短期共済全体の新たな契約掛金は前年対比101.7%となりました。

また、地域貢献活動として管内の特別支援学校を含む小・中学校25校の新入生1,398名に、交通安全資材を始め「ランドセルカバー・クリアファイル・スクール巾着」を寄贈し、次世代にJAの相互扶助精神を伝えるとともに、書写教育への貢献として「書道・ポスターコンクール」を管内の小・中学生対象に実施し、1,113名分の作品を応募いただきました。

③購買事業

令和7年度における購買品全体の取扱高は1,412百万円、前年対比96.0%となりました。

生産資材では、飼料において畜産農家の廃業などにより前年対比69.0%と減少したことが大きく影響しました。また、生活物資については、葬儀と生活資材の取扱高が大きく減少し、その他の品目も前年に比べ減少したことから購買事業実績は前年を下回る結果となりました。

④販売事業

令和7年度における販売品取扱高は2,464百万円、前年対比81.4%となりました。

野菜が前年対比111.4%、梅が前年対比112.9%と好調であったものの、地場産コーナーや直売所、果実などの実績が前年を下回りました。

また、畜産関係については、県下の酪農組織再編があったことが生乳の取扱高に大きく影響し、実績が確保できませんでした。

5. 農業振興活動

J Aはぐくみは、これまで、組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革の実践に全力で取り組んできました。令和7年度においては自己改革の取り組みとして、T A Cによる訪問活動や直売所利用者等へのアンケートの実施、座談会等の対話活動などで組合員の声を取り入れるとともに、長年ご愛顧を賜りました福祉事業から撤退し、J Aの本来事業である営農経済事業に注力するため、行政との連携を強化する方策を検討してまいりました。

令和8年度からは、組合員との対話をふまえ、一層の農業者の所得増大に向けて、販路拡大に取り組むほか、J A経営基盤強化や組合員の意思反映に取り組み、自己改革のさらなる進展を目指します。

今後も地域農業を支えるJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

6. 地域貢献情報

当J Aは、高崎市（旧群馬郡）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織であり、「地域農業づくり」「地域くらしづくり」「J A経営基盤づくり」と「情報発信」の4つの重点施策をもとに、運営・経営にあたっております。

当J Aでは、これらの重点施策に基づき、T A C（営農経済渉外）による訪問活動や新規就農者の育成活動、「J A年金友の会」の活動や経営の健全性向上への取り組み、地域の皆様への広報活動を通じた情報提供等を行い、農業関連を中心とした総合的な事業を展開しています。

●高齢者皆様のネットワークづくり

高齢者の皆様の健康作りや交流の場の支援として「JAはぐくみ年金友の会」を設置し、会員相互の交流と親睦・健康増進を主旨として、グラウンドゴルフ大会や旅行等の企画・実施をしております。

●ローン相談会

大切なマイホームの新築やリフォーム、マイカーの購入やお子さまの教育資金などのほか、資金のお借換や各種ローンに関するご相談に「ローン相談会」を開催しております。

●年金相談会

年金をお受け取りの皆様や、これからお受け取りをご予定の皆様への年金に関するニーズにお答えするため「年金相談会」を開催しております。

●農産物直売所

農産物直売所を拠点として、地産地消運動を核とした地域の活性化を目指しております。直売所は上里見町の「ふれあいの郷」、保渡田町の「はにわの里」があり、地域農家の方が作った新鮮野菜を提供しております。

●担い手対策

新たな「食料・農業・農村基本計画」において、これまでのような個々の品目毎の施策から、意欲と能力のある「担い手」の経営を軸とする施策（経営所得安定対策）の転換に対応するため、認定農業者・集落営農組織・農業法人などの育成支援に取り組んでおります。

●新たな担い手対策

就農希望者や女性組合員の農業知識の向上を目的に、各種講習会を開催しております。講習会では西部農業事務所の技師を講師に、土作りや野菜栽培の基礎、病虫害防除等について勉強致します。

●弁護士による無料法律相談会

毎月、組合員の皆様の法律全般にわたるご相談に、JAの顧問弁護士を迎えお答えしております。

●広報誌「みんなのはぐくみ」の発行

広報誌には、身近な地域の話から農作業の解説、農業情勢等の情報、地域の方の紹介や、俳句の掲載など地域密着を目指した構成とし、組合員や地域の皆様に情報提供をしております。

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

金融のグローバルスタンダード化の進展により、金融機関が取り扱う金融商品は多様化・複雑化し、その進展に伴いリスクの所在もめまぐるしく変化しています。このような状況においてリスクを把握し、分析・コントロールすることが、利用者の期待と信頼を確保するには必要不可欠なものであり、地域に経営基盤を置くJAの使命であると考えています。従って、コンプライアンス（法令遵守）態勢の確立、適切なリスク管理態勢の整備、リスク管理の周知徹底を基本方針とした「リスク管理方針」を定めリスク管理体制の充実を図っております。

信用リスクの管理

信用リスクとは、取引先の財務状況が悪化などし、貸出金等の資産価値が減少、又は消失することによって、損失が発生するリスクのことです。JAはぐくみでは、貸出金等の資産の健全性を確保するため、適正な自己査定を実施するとともに、融資と審査とを分離した厳格な個別審査と適正な資産査定を行い、信用リスク管理体制の強化に努めています。

市場リスク・流動性リスクの管理

市場リスクとは、金利の変動や債券・株式市場等の相場変動により、運用資産の減少や収益を圧迫することで損失が発生するリスクのことです。また、流動性リスクとは、JAの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できないことで、資金繰りがつかなくなったり、資金確保のために著しく高い金利を支払ったりすることで損失が発生するリスクのことです。JAはぐくみでは、運用は、安全性を重視し、ALM委員会では運用・調達構造の点検をして財務内容の安定に努めています。

また、運用においては運用部署と後方事務部署とを分離し、相互牽制が効果的に行われる体制を構築しています。

事務リスクの管理

事務リスクとは、役職員が事務処理上の不適切な処理、事故や不正を行うことで損失が発生するリスクです。JAはぐくみでは、内部牽制機能を図るとともに、内部監査部門による各事業所の内部監査・点検などさまざまな業務監査を実施しております。

また、不正・不祥事を発生させない職場風土を醸成するため、職員が年1回5営業日以上連続して職場を離れる交替勤務制度の実施や、各事業所毎に自店検査を毎月実施しています。

システムリスクの管理

コンピュータシステムのダウン、誤作動や不正使用により損失が発生するリスクです。JAはぐくみでは、金融システム、財務会計システム等を全国システムに移行し、システム不備への対応を図るほかコンピューターの不正使用の未然防止をはかるとともに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯、防災に細心の注意をはかり、システムの安全性・信頼性の維持・向上を図っています。

リスク管理体制に加え、業務の適性を確保するための体制として、当組合では、法令順守の徹底や、より健全性の高い経営の確保により、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定、見直し及び実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

(2) リスク管理体制の内容

①理事会・監事会

理事会は、J A経営を実質的にコントロールする意思決定機関であり、余裕金運用の方針を最終的に決定します。また、監事会はリスク情報の報告を受け、業務執行の的確性等をチェックします。

②リスク管理委員会

組合における総合的なリスク管理組織として、各種リスクの把握・管理を行い理事会にリスク情報の報告をします。

③ALM委員会

ALM委員会は、組合の余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関とし、理事会で定めた運用方針に基づき具体的な運用方針・計画に関する協議・決定を行います。

また、経営に影響を及ぼすリスクである経営リスク、信用リスク、業務リスク、市場関連リスク、システムリスク等の諸リスクを管理し、経営の健全性と適切性を確保します。

④審査体制

貸出の信用リスクの管理を強化するために、貸出業務部門と貸出審査部門を独立させ、審査体制の充実を図っております。

⑤マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための態勢整備

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策を経営上の重要な課題として位置づけ、適用される関係法令等を遵守し、時々変化する国際情勢及び直面するリスク等に対して機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を主体的に構築し整備します。

(3) 監査体制

監事による経営全般の監査と外部による監査を実施し、また、自己責任経営体制の確立を図るため常勤監事を設置するとともに、業務執行部門から独立した「監査室」を設けて、より効果的・合理的な内部監査により監査体制の充実と強化に努めております。

(参考) 令和7年度定期監査の実施状況

監査期日	監査対象	監査従事延べ人数		
		監事	補助員	計
令和7年 5月30日 ～6月6日	第1・四半期 棚卸内部監査	1	4	5
令和7年 8月29日 ～9月1日	第2・四半期 棚卸監査	8	8	16
令和7年 10月2日 ～7日	令和7年度 仮決算監査	24	8	32
令和7年 11月28日 ～12月1日	第3・四半期 棚卸内部監査	1	4	5
令和8年 2月17日	令和7年度 資産自己査定監査	6	2	8
令和8年 2月27日 ～3月2日	第4・四半期 棚卸監査	8	8	16
令和8年 4月2日 ～7日	令和7年度 決算監査	24	8	32

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

（1）基本方針

農業協同組合は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）により歩み続けています。また、農業協同組合の社会的責任や公共的使命を認識し、自己責任原則のもと、健全性、透明性の高い経営を行っていくために制定した「倫理憲章」に基づき、法令遵守（コンプライアンス）体制の徹底に努めています。

（2）法令遵守の体制

組合員や地域住民のみなさまの期待と信頼に応える事業活動を行うため、倫理憲章に基づき「役職員行動規範」を制定するとともに、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、「コンプライアンス・プログラム」による実践計画にて、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。また、『金融商品販売法』『消費者契約法』の施行に伴う「金融方針の勧誘方針」の公表や、『個人情報保護に関する法律』『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の施行に伴う「個人情報保護方針」「情報セキュリティ基本方針」を公表し組合員や地域住民のみなさまの信頼に一層応えられる体制づくりに努めています。

9. 金融ADR制度への対応

（1）苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理施設として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口：本店 金融共済部
電話：027-344-1332（月～金 午前9時～午後5時）

（2）紛争解決措置の内容

当JAでは紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

群馬弁護士会紛争解決センター（電話：027-234-9321）
東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

（1）の窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所（電話：03-6837-1359））にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。くか、①の窓口にお問い合わせください。

10. 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- (1) 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- (2) 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- (3) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- (4) 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- (5) 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- (6) 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については適切な対応に努めます。

11. 情報セキュリティ基本方針

はぐくみ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等に対する継続的かつ安定的なサービスの提供を確保するとともに、より一層の安全、安心及び信頼の下にサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- (3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

12. 個人情報保護方針

はぐくみ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

（1）関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

（2）利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

（3）適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

（4）安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

（5）仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に即して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

（6）第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(7) 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

(8) 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

(9) 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(10) 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

13. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

はぐくみ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつましまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(1) 管理態勢等

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(2) マネー・ローンダリング等の防止

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(3) 反社会的勢力との決別

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(4) 職員の安全確保

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(5) 外部専門機関との連携

当組合は、警察、群馬県暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

14. 自己資本の状況

□自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年度末における自己資本比率は、15.09%となりました。

15. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和8年6月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 （普通貯金・総合口座無利息型決済用）	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形または払戻請求書によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。なお、2025年4月1日より新規口座開設の取扱いは停止しております。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金は自由ですが、出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期 日 指 定 定 期 貯 金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 （据置期間は1年）	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等	
ス ー パ ー 定 期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。	
大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1,000万円以上1円単位です。	
変 動 金 利 定 期 貯 金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。	
積 立 式 定 期 貯 金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定	①エンドレス型 1円以上1円単位です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。	
定 期 積 金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは、1,000円以上1円単位です。	
財 形 貯 金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。			
	財 形 住 宅 貯 金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上	お預け入れは、1円以上です。
	財 形 年 金 貯 金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年	お預け入れは、1円以上です。
	一 般 財 形 貯 金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上	お預け入れは、1円以上です。

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯金等の保護の内容

貯金等の種類		保護される貯金等の額
貯金保険の対象となる貯金等	決済用貯金（注1）	当座貯金 無利息普通貯金等
	一般貯金等	有利息型普通貯金・定期貯金・通知貯金・貯蓄貯金・定期積金・農林債（保護預り専用商品）等（注2）
貯金保険の対象外の貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債（募集債等）等	保護対象外 〔破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。〕 （一部カットされることがあります。）

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

（注2）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品等が該当します。

（注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業）の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（令和8年6月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があり、また、長期資金は、必要に応じて据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じて、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じて、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和8年6月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保証	利率
住宅ローン	18歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。	住宅の新築・購入（中古含む）・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換（借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む）	10万円以上20,000万円以内（1万円単位）	3年以上50年以内（40年超は、新築住宅の建築・購入に限る。借換の場合、借換対象ローンの残存期	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会または協同住宅ローン（株）	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
	18歳以上、最終返済時の年齢が80歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つJA組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金、他金融機関から借入中の教育資金の借換にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位）	据置期間含め6か月以上15年以内（借換の場合、借換対象の残存期間内）	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
教育ローン（カード型は除く）	18歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つ方、教育施設に就学予定または就学中の方となります。			据置期間含め6か月以上15年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJA組合員の方となります。	負債整理資金等を除く資金使途が確認できる生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内（1万円単位）	6か月以上10年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
多目的ローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。		10万円以上1,000万円以内（1万円単位）		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。		10万円以上1,000万円以内（1万円単位）		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
マイクロローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検費用、他金融機関等から借入中の自動車資金の借換にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限 ※新規就労者は、300万円が上限	据置期間含め6か月以上15年以内（借換対象の残存期間内） 据置期間含め6か月以上15年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。				元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
クローブローン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJA正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。（ただし負債整理資金、共済未払掛金、経済未払金の返済は除きます。）	10万円以上300万円以内（1万円単位）	1か月以上5年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カードローン（約定返済型）	20歳以上65歳未満のJA組合員の方となります。（契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。）	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上300万円以内（10万円単位）	1年（自動更新） ※65歳の誕生日以降（契約金額50万円以内の場合は70歳の誕生日以降）の契約更新は行わない	①毎月返済 ②任意返済	群馬県農業信用基金協会	変動金利
	20歳以上70歳未満の方となります。		10万円以上500万円以内（10万円単位）	1年（自動更新） ※70歳の誕生日以降の契約更新は行わない		三菱UFJニコス（株）	

※1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。

- お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。
- 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。

また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（令和8年6月1日現在）

金融機関名	資 金 名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金

※詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のJA・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（3年固定利付債、5年固定利付債、10年変動利付債）、新窓販国債（2、5、10年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● 投資信託窓口販売

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のJAのATMや他金融機関等との提携によるATM入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全JAにおいてICキャッシュカードを取扱いしています。

サービス・その他商品（主なもの）

（令和8年6月1日現在）

項 目	サ ー ビ ス 内 容
JAキャッシュサービス ※	JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、JAバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱UFJ銀行ATM、セブン銀行ATM、イーネットATM、ローソン銀行ATM、JFマリンバンクATMによるご出金・残高照会のサービスもご利用が可能です。
ICキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにICチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
JAカード	JA独自の多彩な特典を備えた「JAならではの」のクレジットカードで、ICチップを搭載したJAカードは、お客さまに安全をお届けいたします。また、ICキャッシュカードと一緒になった一体型カードもございます。
JAネットバンク	窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給与受取サービス	JAバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約5,800店舗（※）あり、平日日中に無料で利用できるJAバンクATMが約10,200台（※）あります。 （※）店舗数は2025年3月31日現在、ATM台数は2025年3月31日現在 JAバンク調べ
年金受取サービス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、JAバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自動支払サービス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料（消費税10%相当額を含む）を掲載しています。

(1) ATM利用手数料（1件につき）

※ J AバンクのATMを利用する場合

(令和8年6月1日現在)

利用カード	利用時間	全国 J A 発行の キャッシュカード		提携金融機関の キャッシュカード (三菱UFJ銀行を除く)	三菱UFJ銀行の キャッシュカード	クレジットカード (自動キャッシング)
		出 金	入 金	出 金	出 金	出 金
平日	8:00～8:45	無料	無料	110 円	110 円	110 円
	8:45～18:00			110 円	無 料	無 料
	18:00～21:00			110 円	110 円	110 円
土曜日	9:00～14:00			110 円	110 円	無 料
	14:00～17:00			110 円	110 円	110 円
日曜日 祝 日	9:00～17:00					220 円

(2) 為替関係手数料（1件につき）

(令和8年6月1日現在)

取扱内容	金 額	窓口利用	A T M利用		ネットバンク	法人ネットバンク	
			県内 J A キャッシュカード	その他キャッシュカード			
振 込 手 数 料	当 J A 同一店内	3万円未満	※ 110 円	110 円	110 円	無 料	無 料
		3万円以上	※ 110 円	110 円	220 円	無 料	無 料
	当 J A 本店あて	3万円未満	※ 110 円	110 円	110 円	無 料	110 円
		3万円以上	330 円	220 円	220 円	無 料	220 円
	他 J A あて	3万円未満	220 円	110 円	110 円	110 円	110 円
		3万円以上	440 円	220 円	330 円	220 円	220 円
	他行あて (電信扱い)	3万円未満	660 円	440 円	440 円	220 円	330 円
		3万円以上	880 円	660 円	660 円	440 円	440 円
	他行あて (文書扱い)	3万円未満	440 円	—	—	—	—
		3万円以上	660 円	—	—	—	—

※以下の場合は、減免となります。

1. 組合員が依頼人である当組合本店が替振込
2. 組合員が主たる構成員となっている非営利法人が依頼人である当組合本店が替振込

区 分	取扱内容	手数料
送金手数料	県内系統宛	880 円
	県外系統宛	880 円
	他 行 宛	880 円
代金取立手数料 (隔地間)	県内系統宛	880 円
	県外系統宛	880 円
	他行 群中交換	880 円
	扱い その他	880 円

区 分	取扱内容	手数料
そ の 他 諸手数料	送金・振込組戻料	880 円
	不渡手形返却料	880 円
	取立手形組戻料	880 円

(3) 諸手数料

(令和8年6月1日現在)

取扱内容		基準	手数料
貯金残高証明書手数料	継続発行	1通あたり	330円
	都度発行 (JA様式)	1通あたり	660円
	都度発行 (お客様指定様式)	1通あたり	1,100円
	都度発行 (監査法人向け)	1通あたり	3,300円
	都度発行 (英文書式)	1通あたり	660円
その他証明書発行手数料		1通あたり	550円
通帳・証書再発行手数料		1冊あたり	1,100円
ICキャッシュカード発行手数料		1枚あたり	無料
ICキャッシュカード更新手数料		1枚あたり	無料
ICキャッシュカード再発行手数料		1枚あたり	1,100円
クレジット一体型ICカード再発行手数料		1枚あたり	1,100円
キャッシュカード再発行手数料		1枚あたり	550円
取引履歴発行手数料	端末取引履歴照会	1口座あたり	550円
	電算還元照会	1口座あたり	1,100円
	コム照会	1口座あたり	3,300円
小切手帳交付手数料		1冊あたり	550円
自己宛小切手交付手数料		1枚あたり	550円
約束手形帳交付手数料		1冊あたり	550円
口座振替手数料(契約に基づくもの)		1件あたり	110円
JAネットバンク基本手数料(個人)		1契約あたり(月額)	無料
法人ネットバンク手数料	契約料	1契約あたり(月額)	無料
	照会・振込	1契約あたり(月額)	1,100円
	データ伝送	1契約あたり(月額)	2,200円
FB基本手数料		1契約あたり(月額)	5,500円
未利用口座管理手数料		1口座あたり(年間)	1,320円

※ただし、JAネットバンクの基本手数料は個人は無料

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。農業者が有する固有のリスクに対する「農業」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま+農業」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
- 一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
- 引受緩和型終身共済……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
- 定期生命共済……………万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
- 医療共済……………日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。共済期間や手術・放射線治療保障の有無など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。また、健康を維持した場合に健康祝金が受け取れるプランもあります。
- 引受緩和型医療共済……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- がん共済……………生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
- 介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 予定利率変動型年金共済……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 生活障害共済……………病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）と、まとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。
- 特定重度疾病共済……………三大疾病などの生活習慣病リスクを幅広く保障するプランです。継続的な治療による経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金をお支払いします。
- 養老生命共済……………万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。
- こども共済……………お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
- 建物更生共済……………火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

- 自動車共済……………相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
- 自賠責共済……………法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
- 傷害共済……………日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
- 火災共済……………住まいの火災損害を保障します。
- 農業者賠償責任共済……………農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってJAに注文しておき、JAはそれをまとめてJA全農に発注し、JA全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、JA・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→JA→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、JAの販売事業です。

この目的を達成するためJAグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないJA独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、JAの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

JAの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをJAの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をJAのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をJAでは宅地等供給事業として行っています。これはJAが事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 JAが使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡または貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 JAが借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡または貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 JAが所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡または貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にもJAでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 利用事業

JAでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年2月28日現在)	令和7年度 (令和8年2月28日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	50,645,725	50,103,675
(1) 現金	267,328	280,385
(2) 預金	39,985,398	39,297,277
系統預金	39,923,125	39,221,385
系統外預金	62,272	75,892
(3) 有価証券	3,308,700	3,471,618
国債	440,960	401,500
地方債	1,647,580	1,985,158
社債	1,220,160	1,084,960
(4) 貸出金	6,837,111	6,754,556
(5) その他の信用事業資産	265,453	327,943
未収収益	237,873	301,192
その他の資産	27,580	26,750
(6) 貸倒引当金	△ 18,266	△ 28,105
2. 共済事業資産	4,951	4,549
(1) その他の共済事業資産	4,951	4,549
3. 経済事業資産	299,594	290,056
(1) 経済事業未収金	163,060	149,731
(2) 経済受託債権	—	555
(3) 棚卸資産	113,609	119,460
購買品	84,796	89,596
販売品	19,708	21,802
その他の棚卸資産	9,104	8,062
(3) リース投資資産	4,033	3,519
(4) その他の経済事業資産	24,554	20,448
(5) 貸倒引当金	△ 5,664	△ 3,659
4. 雑資産	115,851	107,893
5. 固定資産	619,097	575,239
(1) 有形固定資産	618,536	574,945
建物	1,616,284	1,597,423
機械装置	528,065	511,434
土地	397,448	367,523
その他の有形固定資産	552,474	551,166
減価償却累計額	△ 2,475,735	△ 2,452,603
(2) 無形固定資産	560	293
6. 外部出資	3,680,840	3,680,840
系統出資	3,466,630	3,466,630
系統外出資	214,210	214,210
7. 繰延税金資産	—	1,185
資産の部合計	55,366,060	54,763,440

(単位：千円)

科 目	令和 6 年 度	令和 7 年 度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	52,456,323	52,209,407
(1) 貯 金	52,096,344	52,005,510
(2) 借 入 金	4,105	2,026
(3) その他の信用事業負債	355,874	201,871
未払費用	6,901	26,103
その他の負債	348,973	175,767
2. 共済事業負債	284,600	282,285
(1) 共済資金	156,592	154,270
(2) 未経過共済付加収入	127,478	127,469
(3) 共済未払費用	529	546
3. 経済事業負債	120,877	106,860
(1) 経済事業未払金	108,621	97,327
(2) 経済受託債務	12,255	9,532
4. 雑 負 債	138,788	124,562
(1) 未払法人税等	2,677	2,677
(2) 資産除去債務	6,520	6,529
(3) その他の負債	129,590	115,355
5. 諸引当金	33,875	38,735
(1) 賞与引当金	15,354	16,655
(2) 退職給付引当金	18,521	22,079
6. 繰延税金負債	2,057	—
負 債 の 部 合 計	53,036,524	52,761,851
(純資産の部)		
1. 組合員資本	2,931,443	2,940,022
(1) 出資金	1,028,900	1,001,016
(2) 資本準備金	281	281
(3) 利益剰余金	1,933,294	1,973,188
利益準備金	1,117,161	1,117,161
その他利益剰余金	816,132	856,027
経営基盤強化積立金	35,000	35,000
リスク管理強化積立金	483,912	483,912
施設整備強化積立金	152,000	152,000
合併準備積立金	102,000	102,000
当期末処分剰余金	43,220	83,114
(うち当期剰余金)	△ 70,679	39,894
(4) 処分未済持分	△ 31,032	△ 34,464
2. 評価・換算差額等	△ 601,908	△ 938,433
(1) その他有価証券評価差額金	△ 601,908	△ 938,433
純 資 産 の 部 合 計	2,329,535	2,001,589
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	55,366,060	54,763,440

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	(令和6年3月1日～令和7年2月28日)		(令和7年3月1日～令和8年2月28日)	
1. 事業総利益		883,507		938,683
事業収益	1,880,823		2,080,016	
事業費用	997,315		1,141,332	
(1) 信用事業収益	373,777		470,361	
資金運用収益	337,980		445,662	
(うち預金利息)	(225,749)		(309,612)	
(うち有価証券利息)	(33,173)		(39,649)	
(うち貸出金利息)	(79,056)		(96,399)	
役務取引等収益	16,244		17,198	
その他経常収益	19,553		7,499	
(2) 信用事業費用	79,134		132,243	
資金調達費用	25,907		68,746	
(うち貯金利息)	(25,074)		(67,403)	
(うち給付補填備金繰入)	(160)		(369)	
(うち借入金利息)	(57)		(-)	
(うちその他支払利息)	(615)		(974)	
役務取引等費用	17,226		18,443	
その他経常費用	36,000		45,053	
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)		(9,838)	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 2,074)		(-)	
信用事業総利益		294,643		338,117
(3) 共済事業収益	342,563		345,328	
共済付加収入	320,169		322,544	
その他の収益	22,393		22,783	
(4) 共済事業費用	25,525		26,288	
共済推進費	12,739		14,101	
共済保全費	318		207	
その他の費用	12,467		11,979	
共済事業総利益		317,038		319,039
(5) 購買事業収益	863,928		976,061	
購買品供給高	746,982		862,463	
購買手数料	110,441		104,142	
修理サービス料	457		783	
その他の収益	6,046		8,671	
(6) 購買事業費用	722,800		822,309	
購買品供給原価	645,903		745,447	
購買品供給費	59,568		55,420	
その他の費用	17,328		21,441	
(うち貸倒引当金繰入額)	(194)		(-)	
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)		(△ 1,975)	
購買事業総利益		141,128		153,751
(7) 販売事業収益	135,023		133,507	
販売品販売高	45,234		46,188	
販売手数料	79,636		77,914	
その他の収益	10,152		9,404	
(8) 販売事業費用	64,456		53,342	
販売品販売原価	45,157		35,826	
販売費	9,206		7,850	
その他の費用	10,091		9,666	
販売事業総利益		70,567		80,164

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
(9) 保管事業収益		951		1,049
(10) 保管事業費用		169		335
保管事業総利益			781	714
(11) 利用事業収益		56,848		56,917
(12) 利用事業費用		33,196		33,058
利用事業総利益			23,652	23,858
(13) 宅地等供給事業収益		—		—
(14) 宅地等供給事業費用		58		58
宅地等供給事業総損失			58	58
(15) 福祉事業収益		120		129
(16) 福祉事業費用		1,180		950
福祉事業総損失			1,059	821
(17) 介護保険事業収益		91,952		77,002
(18) 介護保険事業費用		54,700		53,693
介護保険事業総利益			37,251	23,308
(19) その他事業収益		7,219		6,237
(20) その他事業費用		1,112		1,014
その他事業総利益			6,107	5,222
(21) 指導事業収入		11,061		14,984
(22) 指導事業支出		17,606		19,599
指導事業収支差額			△ 6,544	△ 4,614
2. 事業管理費			942,097	932,606
(1) 人件費		703,968		700,722
(2) 業務費		110,197		110,494
(3) 諸税負担金		49,514		47,657
(4) 施設費		77,040		72,836
(5) その他事業管理費		1,375		894
事業利益			△ 58,590	6,077
3. 事業外収益			67,771	56,232
(1) 受取雑利息		872		1,192
(2) 受取出資配当金		25,076		26,246
(3) 賃貸料		9,622		8,231
(4) 雑収入		32,200		20,562
4. 事業外費用			29,929	17,183
(1) 寄付金		101		167
(2) 賃貸費用		21,938		16,097
(4) 雑損失		7,889		918
(うち貸倒引当金繰入額)	(1	(—
(うち貸倒引当金戻入益)	(—	(△ 3
経常利益			△ 20,748	45,125
5. 特別利益			2,326	1,366
(1) 固定資産処分益		410		319
(2) 一般補助金		1,916		1,047
6. 特別損失			38,285	7,163
(1) 固定資産処分損		6,136		5,279
(2) 固定資産圧縮損		1,916		1,047
(3) 減損損失		30,233		836
税引前当期利益			△ 56,708	39,328
法人税、住民税及び事業税		2,677		2,677
法人税等調整額		11,293		△ 3,243
法人税等合計			13,971	△ 565
当期剰余金			△ 70,679	39,894
当期首繰越剰余金			65,899	43,220
リスク管理強化積立金取崩額			30,000	—
施設整備強化積立金取崩額			18,000	—
当期末処分剰余金			43,220	83,114

第5 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②その他有価証券

ア．時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ．市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購入品（ガスセンター・直売所・給油所以外）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②購入品（ガスセンター・直売所・給油所）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③販売品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④その他の棚卸資産

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、1,000万円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当

該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当組合は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業及び組合員が生産した農産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑥ 介護保険事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 836千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、前々事業年度実績・前事業年度実績・当事業年度見込による予測値に、翌事業年度以降の計画を踏まえた一定の仮定をおいて算出しています。割引率は、固定資産事業利益率の直近3年間の県内平均値により算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 31,778千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」

の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 12千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,106,465千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 578,215千円
機械装置 391,837千円
その他固定資産 136,411千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内容	期末残高
定期預金	1,500,000	質権	為替仕向	—
合計	1,500,000		合計	—

(4) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 30,000千円

子会社等に対する金銭債務の総額 103,562千円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,718千円

理事及び監事に対する金銭債務はありません。

(6) 信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は30,242千円、危険債権額は2,940千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権並びにこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに

三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権額の合計額は33,182千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	48千円
うち事業取引高	48千円
子会社等との取引による費用総額	18,410千円
うち事業取引高	7,089千円
うち事業取引以外の取引高	11,320千円

(2) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、地区ごとの金融店舗（支店）及び地区を跨いで事業活動を行う事業所（ガスセンター、直売所等）は単独でのグループ（一般資産）とし、営農センター・事業所は各地区の組合員によるJAの事業利用が、主に各地区の金融店舗のキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、各地区の共用資産としています。業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
はにわの里	一般資産	器具備品	

②減損損失の認識に至った経緯

○一般資産

はにわの里については、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

はにわの里 836千円（器具備品 836千円）

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は備忘価額としています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リス

クに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的・その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.47%上昇したものと想定した場合には、経済価値が67,341千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、

市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	39,297,277	39,180,966	△116,310
有価証券			
満期保有目的の債券	399,602	388,700	△10,902
その他有価証券	3,072,016	3,072,016	—
貸出金	6,754,556	—	—
貸倒引当金	△28,105	—	—
貸倒引当金控除後	6,726,451	6,727,023	572
資 産 計	49,523,452	49,368,706	△126,640
貯金	52,005,510	51,909,013	△96,496
負 債 計	52,005,510	51,909,013	△96,496

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,680,840

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	39,297,277	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—	300,000	100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	4,020,000
貸出金(*1,2)	551,360	445,678	410,389	376,878	344,476	4,605,612
合計	39,848,637	445,678	410,389	376,878	644,476	8,725,612

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 42,848 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 20,159 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	50,806,715	630,077	362,631	95,988	91,872	18,225

要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国債	—	—	—
	地方債	399,602	388,700	△10,902
	社債	—	—	—
	小計	399,602	388,700	△10,902
合計		399,602	388,700	△10,902

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	199,920	199,906	13
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小 計	199,920	199,906	13
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	201,580	296,210	△94,630
	地方債	1,585,556	2,018,883	△433,327
	社債	1,084,960	1,495,447	△410,487
	小 計	2,872,096	3,810,542	△938,446
合計		3,072,016	4,010,449	△938,433

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	18,521 千円
退職給付費用	29,907 千円
退職給付の支払額	△8,455 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△6,922 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△10,973 千円
期末における退職給付引当金	22,079 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	499,685 千円
確定給付企業年金制度	△175,308 千円
特定退職金共済制度	△302,297 千円
未積立退職給付債務	22,079 千円
退職給付引当金	22,079 千円

④退職給付に関する損益

勤務費用	29,907 千円
退職給付費用	29,907 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,083千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、74,305千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	266,233千円
減損損失	85,186千円
繰越欠損金	23,737千円
退職給付引当金	6,263千円
賞与引当金	4,607千円
個別貸倒引当金限度超過額	3,185千円
業務委託否認	2,426千円
未払費用否認	1,903千円
前受収益	1,254千円
未収利息不計上否認	595千円
その他	1,564千円
繰延税金資産小計	396,963千円
評価性引当額	△388,025千円
繰延税金資産合計 (A)	8,937千円
繰延税金負債	
全農合併に伴うみなし配当否認額	△6,762千円
リース投資資産	△989千円
繰延税金負債合計 (B)	△7,751千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	1,185千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.18%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 9.22%
住民税均等割等	6.81%
評価性引当額の増減	△ 30.34%
税率変更に伴う影響額	0.47%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 1.44%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は184千円減少し、法人税等調整額は184千円増加しております。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

①オペレーティングリース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	2,743千円
1年超	6,035千円
合計	8,778千円

(貸手側)

①リース投資資産の内訳

リース料債権部分	8,208千円
見積残存価額部分	—千円
受取利息相当額	△4,688千円
合計	3,519千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア. 当該資産除去債務の概要

旧久留馬支店においては、解体時に石綿障害予防規則が要求する特別な方法で除去する義務を有していることから、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

当組合が保有するPCBを含有する変圧機器類等においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、同法に定める期限までに処分することを義務付けられていることから、PCB廃棄物の処分費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

イ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

旧久留馬支店については、資産除去債務の見積りにあたり、建物の法定耐用年数が経過していることから、割引率はゼロとして資産除去債務の金額を算定しています。

PCBについては、資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年、割引率は1.0%を採用しています。

ウ. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	6,520千円
時の経過による調整額	8千円
期末残高	6,529千円

②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、倉渕支店、くらぶち事業所、はにわの里直売所等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該倉渕支店、くらぶち事業所、はにわの里直売所は、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金です。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	39,577,662千円
定期性預金及び譲渡性預金	△35,971,267千円
現金及び現金同等物	3,606,395千円

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	83,114,708
2. 剰余金処分数額	8,000,000
(1)利益準備金	8,000,000
3. 次期繰越剰余金	75,114,708

(注) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 1,995,000円が含まれています。

5. 部門別損益計算書

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	2,080,016	470,361	345,328	746,432	502,908	14,984	
事業費用 ②	1,141,332	132,243	26,288	568,551	394,648	19,599	
事業総利益 ③=①-②	938,683	338,117	319,039	177,880	108,259	△4,614	
事業管理費 ④	932,606	268,500	211,039	222,437	168,571	62,058	
(うち減価償却費) ⑤	(17,083)	(2,657)	(1,230)	(7,456)	(5,609)	(128)	
(うち人件費) ⑤'	(700,722)	(175,870)	(176,334)	(164,127)	(126,659)	(57,731)	
※うち共通管理費 ⑥		119,888	68,742	82,407	55,237	8,823	△335,098
(うち減価償却費) ⑦		(1,747)	(1,002)	(1,201)	(805)	(128)	(△4,884)
(うち人件費) ⑦'		(61,092)	(35,029)	(41,992)	(28,147)	(4,496)	(△170,758)
事業利益 ⑧=③-④	6,077	69,616	108,000	△44,556	△60,311	△66,672	
事業外収益 ⑨	56,232	20,140	11,457	13,923	9,240	1,470	
※うち共通分 ⑩		19,981	11,457	13,734	9,206	1,470	△55,851
事業外費用 ⑪	17,183	5,360	3,073	3,684	4,669	394	
※うち共通分 ⑫		5,360	3,073	3,684	2,470	394	△14,984
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	45,125	84,396	116,384	△34,318	△55,740	△65,596	
特別利益 ⑭	1,366	489	280	336	225	36	
※うち共通分 ⑮		489	280	336	225	36	△1,366
特別損失 ⑯	7,163	2,083	1,194	1,936	1,796	153	
※うち共通分 ⑰		2,083	1,194	1,432	960	153	△5,823
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	39,328	82,802	115,469	△35,918	△57,312	△65,713	
営農指導事業分配賦額 ⑲		14,266	13,628	20,903	16,914	△65,713	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	39,328	68,535	101,840	△56,821	△74,226		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分
(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業及び共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

(3) 共通資産

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	計
共通管理費等	35.79%	20.51%	24.59%	16.48%	2.63%	100.00%
営農指導事業	21.71%	20.74%	31.81%	25.74%		100.00%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	共 通 資 産
事業別の総資産	54,763,438	50,103,675	4,549	267,886	9,414	—	4,377,914
総資産(共通資産配賦後)	54,763,438	51,670,531	902,459	1,344,415	730,894	115,139	

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月1日
はぐくみ農業協同組合
代表理事理事長 牧野 耕一郎

7. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
経常収益	2,740	1,935	1,880	1,883	2,080
信用事業収益	390	325	331	373	470
共済事業収益	407	379	334	342	345
農業関連事業収益	1,306	835	873	814	746
その他事業収益	636	395	342	352	517
経常利益	84	8	4	△ 20	45
当期剰余金	53	△ 43	△ 102	△ 70	39
出資金	1,114	1,097	1,067	1,028	1,001
(出資口数)	1,114,184	1,097,983	1,067,045	1,028,900	1,001,016
純資産額	3,243	2,924	2,716	2,329	2,001
総資産額	58,350	57,627	56,874	55,366	54,763
貯金等残高	53,801	53,703	53,303	52,096	52,005
貸出金残高	7,181	7,428	7,178	6,837	6,754
有価証券残高	2,494	2,828	3,262	3,308	3,471
剰余金配当金額	5	—	—	—	—
・出資配当の額	5	—	—	—	—
・事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数(人)	129	119	113	111	101
単体自己資本比率(%)	13.91%	14.29%	14.01%	13.98%	15.09%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 純資産額とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
 4. 単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準の単体自己資本比率の算式に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度	7年度	増減	
収支差額	資金運用収支	312	376	64
	役務取引等収支	0	△ 1	0
	その他事業収支	△ 16	△ 37	△ 21
	信用事業収支計	294	338	43
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	311 (0.60%)	375 (0.74%)	64 (0.14%)	
事業粗利益 (事業粗利益率)	926 (1.65%)	1,004 (1.81%)	78 (0.16%)	
事業純益	△ 15	72	87	
実質事業純益	△ 15	72	87	
コア事業純益	△ 15	72	87	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	△ 15	72	87	

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			7年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	51,219	337	0.66	50,315	445	0.89
うち預金	40,627	225	0.56	39,401	309	0.79
うち有価証券	3,694	33	0.90	4,060	39	0.98
うち貸出金	6,898	79	1.15	6,853	96	1.41
資金調達勘定	52,539	25	0.05	51,842	67	0.13
うち貯金・定積	52,522	25	0.05	51,839	67	0.13
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	17	—	0.33	3	—	—
総資金利ざや	—	—	0.31	—	—	0.45

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	7年度増減額
受 取 利 息	39	107
預 金	50	83
有価証券	4	6
貸 出 金	△ 15	17
支 払 利 息	22	42
貯 金	22	42
譲渡性貯金	—	—
借 入 金	0	0
差 引	17	65

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		7年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流動性貯金	31,612	60.5	31,066	59.9	△ 545
定期性貯金	20,605	39.5	20,746	40.0	140
その他の貯金	6	0.0	26	0.1	19
計	52,224	100.0	51,839	100.0	△ 384
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	52,224	100.0	51,839	100.0	△ 384

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	20,643	100.0	20,594	100.0	△ 49
固定金利定期	20,639	100.0	20,590	100.0	△ 49
変動金利定期	4	0.0	4	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期…預入時に満期日までの利率が確定する金利定期貯金

2. 変動金利定期…預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
手形貸付金	—	—	—
証書貸付金	6,610	6,811	201
当座貸越	52	45	△ 7
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	237	—	△ 237
合 計	6,900	6,857	△ 43

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固定金利貸出	1,296	19.0	1,187	17.6	△ 109
変動金利貸出	5,540	81.0	5,566	82.4	26
合 計	6,837	100.0	6,754	100.0	△ 83

(注) 1. 固定金利貸出…貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金

2. 変動金利貸出…貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	7年度	増 減
貯金・定期積金等	73	59	△ 14
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	4,885	4,942	57
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	4,958	5,001	43
農業信用基金協会保証	1,367	1,277	△ 90
そ の 他 保 証	181	211	30
計	1,548	1,488	△ 60
信 用	331	265	△ 66
合 計	6,837	6,754	△ 83

④債務保証見返額の担保別内訳残高

開示の対象となる取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度		7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	6,502	95.1	6,421	95.1	△ 81
運 転 資 金	335	4.9	333	4.9	△ 2
合 計	6,837	100.0	6,754	100.0	△ 83

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業種	令和6年度		7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	167	2.4	—	—	△ 167
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—
建設業・不動産業	6	0.1	—	—	△ 6
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	0.0	—	—	—
卸売・小売・サービス業・飲食業	67	1.0	—	—	—
地方公共団体	3	0.0	—	—	—
非営利法人	—	—	—	—	—
その他	6,594	96.4	6,754	100.0	160
うち個人	6,498	95.0	—	—	△ 6,498
うち法人	—	—	—	—	—
合計	6,837		6,754		△ 83

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和6年度	7年度	増減
農業			
穀作	3	3	0
野菜・園芸	181	197	16
果樹・樹園農業	55	99	44
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	197	252	55
養鶏・養卵	—	21	21
養蚕	—	—	—
その他農業	281	135	△ 146
農業関連団体	—	—	—
合計	719	709	△ 10

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業生産法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
プロパー資金	511	537	26
農業制度資金	207	172	△ 35
農業近代化資金	182	170	△ 12
その他制度資金	25	2	△ 23
合 計	719	881	162

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	304	290	△ 14
その他	26	21	△ 5
合 計	331	312	△ 19

- (注) 日本政策金融公庫は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	15	0	1	13	15
	7年度	30	4	1	23	30
危険債権	6年度					
	7年度	2		2		2
要管理債権	6年度					
	7年度					
三月以上延滞債権	6年度					
	7年度					
貸出条件緩和債権	6年度					
	7年度					
小 計	6年度	15	0	1	13	15
	7年度	33	4	4	23	33
正常債権	6年度	6,821				
	7年度	6,726				
合 計	6年度	6,837				
	7年度	6,759				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
開示する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度				7年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4	4	—	4	4	4	4	—	4	4
個別貸倒引当金	21	19	—	21	19	19	27	0	19	27
合 計	26	23	—	26	23	23	31	0	23	31

(注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。
決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度
貸出金償却	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和6年度		7年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	8	63	8	64
	金額	6,525	12,678	6,264	14,380
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
雑 為 替	件数	1	1	0	0
	金額	317	278	229	175
合 計	件数	9	64	9	64
	金額	9,842	12,956	6,494	14,556

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
国 債	492	478	△ 13
地 方 債	1,732	2,167	434
特 別 法 人 債	1,469	1,415	△ 53
合 計	3,694	4,060	366

②商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません。

③有価証券残存期間別残高

【令和6年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	199	297	—	497
地 方 債	—	—	—	—	719	1,199	—	1,919
特別法人債	—	—	—	—	—	1,495	—	1,495

【令和7年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	197	—	296	—	494
地 方 債	—	—	600	—	1,018	1,199	—	2,818
特別法人債	—	—	—	—	—	1,495	—	1,495

(5) 有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	令和6年度			7年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—	399	396	△ 3
そ の 他	3,910	3,308	△ 601	4,008	3,072	△ 959
合 計	3,910	3,308	△ 601	4,408	3,471	△ 962

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報等

開示の対象となる取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

開示の対象となる取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

開示の対象となる取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度				7年度				
	件数	新契約高	件数	保有契約高	件数	新契約高	件数	保有契約高	
生	終身共済	320	1,376	6,935	38,455	532	2,195	6,939	36,576
	定期生命共済	52	447	157	1,332	35	299	188	1,582
	養老生命共済	69	216	2,913	12,421	79	236	2,511	10,381
	こども共済	37	85	1,319	2,878	49	115	1,299	2,837
命	医療共済	415	20	4,268	853	455	24	4,238	692
	がん共済	44	—	578	87	306	—	788	72
	定期医療共済	—	—	60	62	—	—	53	53
	介護共済	205	597	1,094	2,829	227	551	1,234	3,163
系	認知症共済	4	—	63	—	5	—	64	—
	生活障害共済	53	—	315	—	40	—	342	—
	特定重度疾病共済	28	—	227	—	23	—	245	—
	年金共済	73	—	4,863	—	60	—	4,732	—
建物更生共済	409	3,856	8,327	97,300	379	3,565	8,082	94,943	
合 計	1,672	6,514	29,800	153,343	2,141	6,871	29,416	147,467	

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。））を表示している。
2. J A共済は、農業協同組合法に基づきJ AとJ A全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当J Aが負う共済責任につきましては、J A全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度				7年度			
	件数	新契約高	件数	保有契約高	件数	新契約高	件数	保有契約高
医 療 共 済	415	0	4,268	13	455	0	4,238	10
		52		273		51		336
が ん 共 済	44	0	578	3	306	0	788	2
		—		—		19		22
定 期 医 療 共 済	—	—	60	0	—	—	53	0
合 計	459	52	60	16	761	0	5,079	13
		52		273		71		359

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。
 なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を表示しています。
2. 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度				7年度			
	件数	新契約高	件数	保有契約高	件数	新契約高	件数	保有契約高
介 護 共 済	205	767	1,094	3,468	227	806	1,234	3,989
認 知 症 共 済	4	5	63	81	5	6	64	85
生活障害共済(一時金型)	37	157	243	1,308	24	110	255	1,315
生活障害共済(定期年金型)	16	11	72	57	16	11	87	68
特定重度疾病共済	28	29	227	265	23	19	245	277
合 計	290	971	1,699	5,181	295	952	1,885	5,734

- (注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度				7年度			
	件数	新契約高	件数	保有契約高	件数	新契約高	件数	保有契約高
年金開始前	73	36	3,633	2,347	60	35	3,475	2,220
年金開始後			1,230	568			1,257	606
合計	73	36	4,863	2,915	60	35	4,732	2,827

(注) 金額は、年金年額を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度		7年度	
	件数	契約高	件数	契約高
火災共済	1,431	15,172	1,434	15,344
自動車共済	8,841		8,886	
傷害共済	12,125	58,719	12,084	58,328
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠償責任共済	144		150	
自賠責共済	4,197		4,253	
計	26,738	73,891	26,807	73,672

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を表示しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

開示の対象となる取引はありません。

②買取購買品

(単位：百万円)

種 類	取 扱 高		
	令和6年度	7年度	
生 産 資 材	肥 料	90	91
	農 薬	115	122
	飼 料	284	196
	農 業 機 械	104	117
	自動車(除く二輪)	9	—
	そ の 他	328	298
	小 計	932	826
生 活 物 資	一 般 食 品	154	151
	耐 久 消 費 財	105	84
	家 庭 燃 料	164	152
	石 油	164	106
	そ の 他	115	91
	小 計	539	586
合 計	1,471	1,412	

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度
	取扱高	取扱高
米	38	73
麦	4	4
野 菜	849	883
果 実	117	109
梅	492	555
花き・花木	1	2
畜 産 物	1,366	671
林 産 物	18	20
そ の 他	94	97
合 計	2,983	2,417

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度
	取 扱 高	取 扱 高
梅 加 工	45	46
合 計	45	46

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	7年度
収 益	保 管 料	0	1
	保 管 雑 収 入	0	0
	計	0	1
費 用	保 管 雑 費	0	0
	計	0	0
差 引		0	0

(4) 利用事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	7年度
収 益	水稻育苗収益	26	28
	ライセンスセンター収益	14	14
	野菜育苗収益	5	4
	その他の収益	9	9
	計	56	56
費 用	水稻育苗費用	15	15
	ライセンスセンター費用	11	11
	野菜育苗費用	3	3
	その他の費用	2	2
	計	33	33
差 引		23	23

(5) 指導事業収支内訳

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	7年度
収 入	賦 課 金	1	1
	指導事業補助金	4	9
	その他の収益	4	3
	計	11	14
支 出	営 農 改 善 費	9	12
	生 活 改 善 費	0	0
	組 織 活 動 費	3	3
	教 育 広 報 費	3	3
	計	17	19
差 引		△ 6	△ 4

IV 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：%、ポイント)

項 目	令和6年度	7年度	増 減
総資産経常利益率	△ 0.04	0.08	0.12
資本経常利益率	△ 0.69	0.09	0.78
総資産当期純利益率	△ 0.13	0.07	0.20
資本当期純利益率	△ 2.37	0.08	2.44

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%、ポイント)

項 目		令和6年度	7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	13.12	12.99	△ 0.14
	期中平均	12.68	13.22	0.54
貯 証 率	期 末	6.35	6.68	0.32
	期中平均	7.03	7.83	0.80

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,931	2,941
うち、出資金及び資本準備金の額	1,029	1,001
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,933	1,974
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 31	34
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	4
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4	4
うち、適格引当金コア資本算入額	—	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,935	2,945
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	—	0
うち、のれんに係るものの額	0	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0

項 目	令和6年度	令和7年度
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	2,935	2,945
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	19,271	18,918
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,721	596
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	20,993	19,514
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	13.98%	15.09%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しており
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的手法で算出しており、算出に使用するILMについて令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	267	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	497	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,926	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	100	10	10
我が国の政府関係機関向け	200	20	20
地方三公社向け	696	139	119
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	39,995	7,999	7,999
法人等向け	590	190	190
中小企業等向け及び個人向け	381	286	235
抵当権付住宅ローン	159	55	49
不動産取得等事業向け	95	95	86
三月以上延滞等	2	3	3
取立未済手形	23	4	4
信用保証協会等保証付	4,718	471	469
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	622	622	622
（うち出資等のエクスポージャー）	622	622	622
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	5,698	10,295	9,461
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資当及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,058	7,646	7,646
（うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係るエクスポージャー）	5	14	14
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,634	2,634	1,800
証券化	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	55,977	20,193	19,271
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・セットの額)	55,977	20,193	19,271
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	1,721	所要自己資本額 b = a × 4% 69
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 c	20993	所要自己資本額 d = c × 4% 840

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことで、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞する債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取かかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例にものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用していくオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額
ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和7年度		
	エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	280	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	497	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,424	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	200	20	0
地方三公社向け	696	119	4
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	75	15	0
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	39,274	7,854	314
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	500	100	4
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	891	501	20
（うちトランザクター向け）	0	0	0
不動産関連向け	1,065	323	12
（うち自己居住用不動産等向け）	976	270	10
（うち賃貸用不動産向け）	89	53	2
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	17	3	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	17	4	0
取立未済手形	15	3	0
信用保証協会等による保証付	4,780	475	19
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—

	令和7年度		
	エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
上記以外	4,275	8,864	354
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	3,058	7,646	305
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1	3	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,215,379	1,215,379	48,615
証券化	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー別計	—	—	—
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・セットの額)	60,011	27,783	1,111
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 a —		所要自己資本額 b=a×4% —
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	596	所要自己資本額 b = a × 4% 23.84
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	19,514	所要自己資本額 b=a×4% 780.56

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	596
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	23
BI	397
BIC	47

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバルレーティング（S&P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目	令和6年度				令和7年度				
	信用リスクに				信用リスクに				
	に関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	に関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
法人	農 業	167	167	—	—	249	249	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	703	6	696	—	697	—	687	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	100	—	—	—	100	—	100	—
	運輸・通信業	600	—	—	—	600	—	600	—
	金融・保険業	40,095	—	100	—	39,450	—	100	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	67	67	—	—	60	60	—	—
	日本国政府・地方公共団体	2,476	55	2,420	—	2,970	47	2,922	—
	上記以外	94	94	—	—	48	48	—	—
	個 人	6,462	6,456	—	7	6,364	6,359	—	32
その他	5,230	—	—	2	5,195	—	—	1	
業種別残高計	55,997	6,847	3,918	9	55,736	6,765	4,420	34	
1年以下	40,026	31	—		39,387	35	—		
1年超3年以下	213	213	—		191	191	—		
3年超5年以下	321	321	—		681	380	301		
5年超7年以下	367	367	—		571	371	200		
7年超10年以下	1,511	589	922		1,379	457	922		
10年超	8,248	5,252	2,995		8,259	5,263	2,996		
期限の定めのないもの	5,307	71	—		5,264	65	—		
残存期間別残高計	55,997	6,847	3,918		55,736	6,765	4,420		

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						令和7年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
一般貸倒引当金	4	4	—	4	4	—	4	4	—	4	4	—	
個別貸倒引当金	21	19	—	21	19	—	19	27	0	19	27	—	
法	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	人	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	21	19	—	21	19	—	23	31	0	23	31	—
業種別計	21	19	—	21	19	—	23	31	0	23	31	—	

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	280	—	280	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	497	—	497	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	2,424	—	2,424	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	100	—	100	—	10	0
我が国の政府関係機関向け	10～20	200	—	200	—	20	0
地方三公社向け	20	696	—	696	—	119	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	39,350	—	39,350	—	7,870	0
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	500	—	500	—	100	0
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	890	10	838	1	501	0
（うちトランザクター向け）	45	—	7	—	0	0	0
不動産関連向け	20～150	1,065	—	1,060	—	323	0
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	976	—	971	—	270	0
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	89	—	89	—	53	0
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	3	—	3	—	3	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	4	—	4	—	4	0
取立未済手形	20	15	—	15	—	3	0
信用保証協会等による保証付	0～10	4,780	—	4,752	—	475	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	622	—	622	—	622	0
株式等	250～400	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	4,275	—	4,275	—	8,864	0
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	3,058	—	3,058	—	7,646	0
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	1	—	1	—	3	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,215	—	1,215	—	1,215	0

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減			リスク・ウェイトの加重平均値
		効果適用前		効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—	55,708	10,034	55,624	1	18,917	0

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しており

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度] (単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)											合計	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	497											497	
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
我が国の地方公共団体向け	2,424											2,424	
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け		100										100	
我が国の政府関係機関向け		200										200	
地方三公社向け	99			597								696	
国際開発銀行向け													
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	39,350										0	39,350	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)													
カバード・ボンド向け		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他			合計	
法人等向け	500											500	
(特定貸付債権向けを含む)													
(うち特定貸付債権向け)													
劣後債権及びその他資本性証券等			150%	250%	400%	その他						合計	
株					622							622	
中堅中小企業等向け及び個人向け	45%	0	75%	140	100%	124	574					839	
(うちトランザクター向け)		0										0	
不動産関連向け	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
うち自己居住用不動産等向け					149						100	722	971
不動産関連向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
うち借貸用不動産向け						89							89
不動産関連向け	70%		90%	110%	112.50%	150%	その他					合計	
うち事業用不動産関連向け													
不動産関連向け			60%			その他						合計	
うちその他不動産関連向け													
不動産関連向け		100%		150%		その他						合計	
うちA D C向け													
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)		50%		100%		150%	その他					合計	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		0		0		1		0				3	
現立未済手形													4
信用保証協会等による保証付					4								4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付		0%	10%	20%	100%	その他						合計	
現金	280											280	
取立未済手形					15							15	
信用保証協会等による保証付			4,752					0				4,752	

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

項 目		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘案 後残高	リスク・ウェイト0%	—	2,901	2,901
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	4,991	4,991
	リスク・ウェイト20%	500	41,690	42,191
	リスク・ウェイト35%	—	120	120
	リスク・ウェイト50%	—	7	7
	リスク・ウェイト75%	—	313	313
	リスク・ウェイト100%	—	2,405	2,405
	リスク・ウェイト150%	—	1	1
	リスク・ウェイト250%	—	3,064	3,064
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
計		500	55,496	55,997

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表
 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合 計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	50,103	—	—	50,024
40%～70%	89	7	10	90
75%	242	2	10	240
80%	—	—	—	—
85%	242	—	—	240
90%～100%	129	—	—	129
105%～130%	—	—	—	—
150%	1	—	—	1
250%	—	—	—	—
400%	622	—	—	622
1250%	—	—	—	—
その他	1	0	10	0
合計	51,433	10	10	51,350

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

〔記載例〕

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融	保 証
	資産担保	
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	99
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	—	—
中小企業等向け及び個人向け	1	1
抵当権住宅ローン	—	37
不動産取得等事業向け	—	10
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
上記以外	12	1,025
合 計	13	1,174

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

区 分	令和7年度	
	適格金融	保 証
	資産担保	
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	99
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	322
自己居住用不動産等向け	9	712
賃貸用不動産向け	—	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	10	1,144

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座借越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・リスク管理方針により、リスクの定義、基本的な考え方、リスク量計測手法、リスク管理の方法、リスク管理体制について定めています。

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

- ・業務プロセスにかかる事務リスクは「自主検査要領」に基づく自主点検結果をふまえた臨店指導や事務マニュアルの整備、事務研修会の実施等により管理しています
- ・人的要因にかかるリスクは、「連続職場離脱実施要領」に基づく連続職場離脱の実績、教育研修計画の進捗状況の確認により管理しています。
- ・不祥事案、苦情等の案件についてはリスク管理室において管理し、「不祥事対応要領」、「苦情等対応要領」により調査・報告を行っています。なお、不祥事案等に該当しない事務ミス等についてはリスク管理室で管理し、「事務リスク管理要領」により報告・対応を行っています。

○リスク管理体制

管理対象リスクごとに以下のとおりリスク統括部署を設け、事務局として前述の委員会を開催し、各種リスクの実態と当該リスクの評価・分析と対応先の協議を行います。

管理対象リスク	統括部署	協議検討機関
信用リスク	金融共済部	債権保全対策委員会
金利リスク	リスク管理室	ALM委員会
流動性リスク	リスク管理室	ALM委員会
オペレーショナル・リスク	リスク管理室	コンプライアンス委員会
事業リスク	リスク管理室	経営会議

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD C（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILD C、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを系統及び系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	3,680	3,680	3,680	3,680
合 計	3,680	3,680	3,680	3,680

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

当組合において該当はありません。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当組合において該当はありません。

10. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当J Aは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

②金利リスクに関する事項

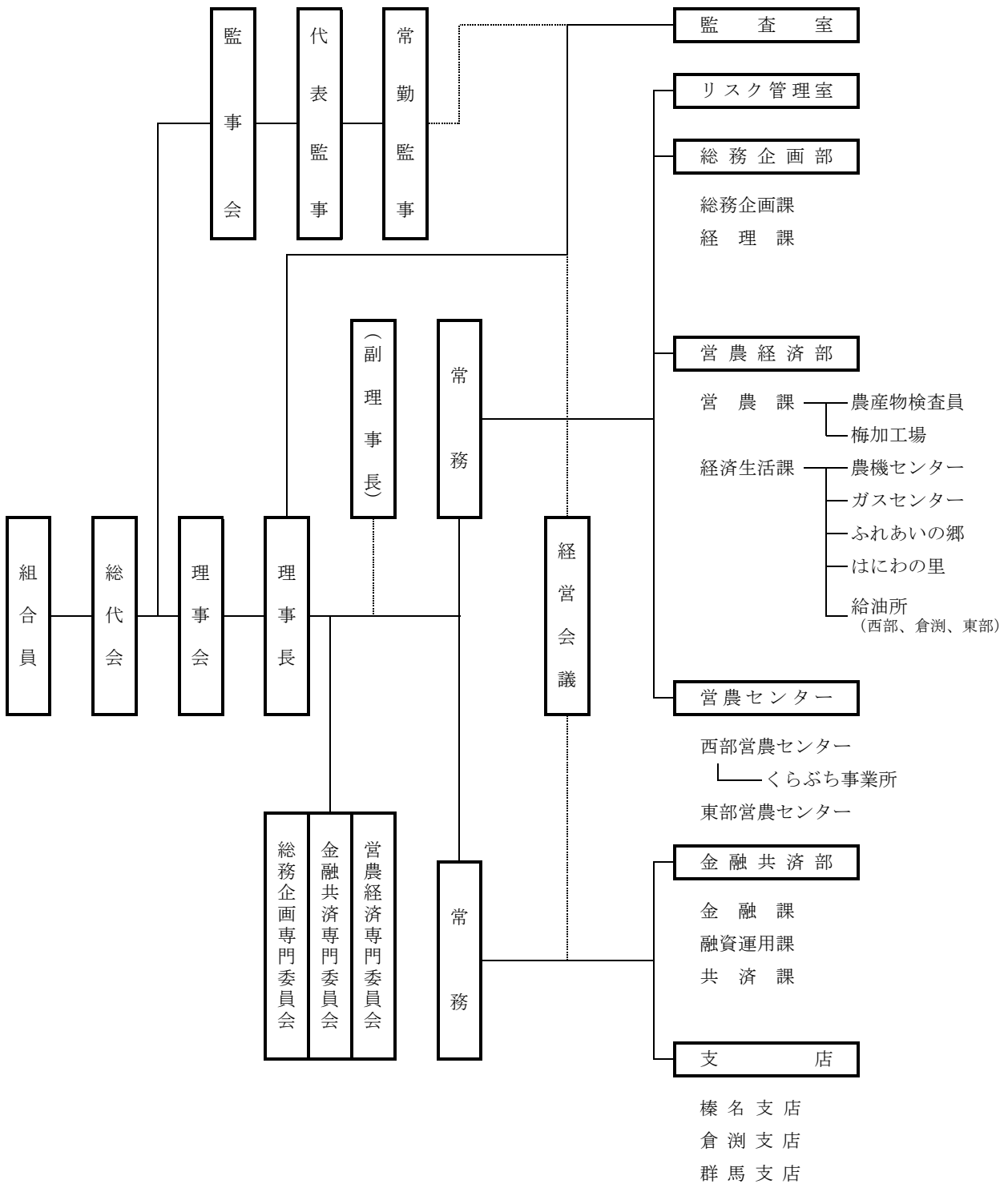
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	151	193	22	9
2	下方パラレルシフト	0	0	0	3
3	スティープ化	238	295		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	69	107		
7	最大化	238	295	22	9
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,940		2,935	

【JAの概要】

1. 組織機構図

[令和8年4月1日(変更日)現在]



2. 役員一覧

(令和8年6月1日現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	備考
代表理事理事長	牧野 耕一郎	常勤	有	実践的能力者
代表理事常務	原田 広之	常勤	有	経営管理・営農経済担当
常務理事	青柳 幸治	常勤	無	金融担当
理事	大澤 清一	非常勤	無	実践的能力者
〃	反 保 武	非常勤	無	実践的能力者
〃	富岡 幸次	非常勤	無	認定農業者
〃	新井 学	非常勤	無	実践的能力者
〃	塚本 茂之	非常勤	無	実践的能力者
〃	小和瀬 重夫	非常勤	無	実践的能力者
〃	生方 忠義	非常勤	無	実践的能力者
〃	石川 芳雄	非常勤	無	認定農業者
〃	友松 好幸	非常勤	無	実践的能力者
〃	木村 正道	非常勤	無	実践的能力者
〃	神保 一雄	非常勤	無	実践的能力者
〃	福島 久	非常勤	無	実践的能力者
〃	伊藤 ひさ子	非常勤	無	女性理事
〃	友野 初恵	非常勤	無	女性理事
〃	後閑 喜久画	非常勤	無	女性理事
代表監事	中里見 昇児	非常勤		
常勤監事	小池 友紀	常勤		
監事	塚越 昇	非常勤		
〃	瀧野 和憲	非常勤		
〃	志村 秀仁	非常勤		
〃	森山 孝夫	非常勤		員外監事

3. 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分		令和6年度	7年度	増減	
正組合員	個人	3,581	3,466	△ 115	
	法人	農事組合法人	2	2	0
		その他の法人	43	43	0
准組合員	個人	3,365	3,382	17	
	農業協同組合	0	0	0	
	農事組合法人	0	0	0	
	その他の団体	39	38	△ 1	
合計		7,030	6,931	△ 99	

4. 組合員組織

(単位：人)

組織名		構成員数
女性組織協議会		92人
助け合い組織		50人
青色申告会		187人
労災保険加入組合		70人
畜産	酪農関係組織	10人
	肉牛肥育部	4人
	繁殖和牛部	13人
	養豚協議会	7人
野菜関係組織		245人
果樹関係組織		478人
産直関係組織		342人
年金友の会		3,202人

当組合の組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません

6. 地区一覧

高崎市（旧榛名町、旧倉渕村、旧箕郷町、旧群馬町を地区とします。）

7. 店舗一覧

(令和8年6月1日現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	〒370-0084 高崎市菊地町556-1	027-344-1331	
榛名支店	〒370-3345 高崎市上里見町360-1	027-374-0039	
倉渕支店	〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉303	027-378-3407	1台
群馬支店	〒370-3521 高崎市棟高町435-1	027-373-2355	1台

(店舗外ATM)

店舗名	住所	ATM設置台数
ふれあいの郷	〒370-3345 高崎市上里見町252-1	1台
高崎市役所 箕郷支所	〒370-3192 高崎市箕郷町西明屋702-4	1台
東部営農センター	〒370-3107 高崎市箕郷町矢原401-3	1台
旧国府支店	〒370-3517 高崎市引間町225	1台

8. 沿革・歩み

平成	9年	3月 1日	群馬郡内5JAの合併により、はぐくみ農業協同組合発足
		3月 3日	はぐくみ農業協同組合設立登記
10年		12月 4日	地域農業振興協議会設立総会
		4月13日	倉渕支店改装オープン
		4月23日	第1回通常総代会（榛名町総合文化会館） 役員改選により新役員が選任
11年		8月19日	倉渕支店ATMオープン
		4月21日	第2回通常総代会（箕郷町文化会館）
		6月 3日	ホームヘルパー会設立総会
		7月18日	ふれあいの郷リニューアルオープン
		7月26日	経営診断及び営農診断の実施（7/26～9/28）
12年		9月17日	助けあい組織「すみれの会」設立総会
		4月 1日	介護保険事業、ミニデイサービスの開始
		4月24日	女性参与の選任
		5月24日	第3回通常総代会（榛名町総合文化会館）
13年		8月28日	JAアシストホールみさと竣工式
		1月12日	倉渕給油所移転オープン
		3月 1日	くらぶち営農生活センター改装オープン
		3月19日	国府野菜苗育苗施設稼働開始
		4月 7日	はにわの里（農産物直売所）オープン
		5月22日	第4回通常総代会（箕郷町文化会館） 役員改選により、女性理事3名の選任
14年		3月 1日	物流センター稼働開始
		5月21日	第5回通常総代会（榛名町総合文化会館）
		6月11日	東部給油所竣工式
15年		11月27日	第1回臨時総代会
		4月 8日	アグリサポートこくふオープン
		5月28日	第6回通常総代会（箕郷町文化会館）
		9月16日	JASTEMシステム移行
16年		12月15日	アグリサポートはるなオープン
		3月22日	Compass-JA移行
17年		5月28日	第7回通常総代会（榛名町文化会館） 役員改選により新役員が選任
		1月24日	第2回臨時総代会
		5月25日	第8回通常総代会（箕郷町文化会館）
18年		9月26日	出資金システム移行
		12月26日	里東支店ATMオープン
		5月26日	第9回総代会（榛名町総合文化会館エコール）
		7月20日	はぐくみ営農生産組合設立総会
		9月23日	支店統合
19年		9月25日	新支店オープン
		10月 3日	箕郷支所ATMオープン（箕郷町西明屋）
		3月12日	箕郷支店ATMオープン
20年		5月26日	第10回通常総代会（箕郷文化会館） 役員改選により新役員が選任
		5月24日	第11回通常総代会（榛名文化会館エコール）
		7月 1日	群馬支店ATMオープン
21年		8月19日	東部給油所リニューアルオープン
		5月23日	第12回通常総代会（箕郷文化会館）
22年		5月22日	第13回通常総代会（榛名文化会館エコール）

			役員改選により新役員が選任
	1	1月 1日	西部地区JA合併研究会合併準備室開所式（JA甘楽富岡）
23年		1月 4日	JASTEM次期システム（全国共通信用系システム）稼動
		5月 28日	第14回通常総代会（箕郷文化会館）
		6月 20日	西部地区JA合併推進協議会設立総会
24年		5月 26日	第15回通常総代会（榛名文化会館エコー）
25年		5月 25日	第16回通常総代会（箕郷文化会館）
			役員改選により新役員が選任
		6月 15日	西部給油所リニューアルオープン
26年		2月 1日	JAはぐくみデイサービスセンターオープン
		5月 25日	第17回通常総代会（榛名文化会館エコー）
27年		5月 23日	第18回通常総代会（箕郷文化会館）
		9月 11日	農事組合法人はぐくみ 設立総会
28年		5月 21日	第19回通常総代会（箕郷文化会館）
			役員改選により新役員が選任
29年		5月 27日	第20回通常総代会（榛名文化会館エコー）
30年		5月 27日	第21回通常総代会（榛名文化会館エコー）
	1	2月 19日	西部地区JA合併研究会発足式
令和	元	年 5月 25日	第22回通常総代会（箕郷文化会館）
			役員改選により新役員が選任
	2	年 1月 11日	榛名支店への久留馬支店統合
		5月 30日	第23回通常総代会（はぐくみ農協本店）
	3	年 5月 29日	第24回通常総代会（はぐくみ農協本店）
	3	年 7月 3日	久留馬選果場売店オープン
	4	年 1月 14日	第3回臨時総代会（はぐくみ農協本店）
	4	年 5月 28日	第25回通常総代会（榛名文化会館エコー）
			役員改選により新役員が選任
	5	年 5月 27日	第26回通常総代会（榛名文化会館エコー）
	6	年 5月 29日	第27回通常総代会（榛名文化会館エコー）
		8月 10日	箕郷・群馬・国府 3支店統合
		12月 22日	アグリサポートこくふ閉所
	7	年 1月 6日	東部営農センターリニューアルオープン
		5月 31日	第28回通常総代会（箕郷文化会館）
			役員改選により新役員が選任
	8	年 3月 31日	JAはぐくみ福祉課・デイサービスセンター閉所
		5月 30日	第29回通常総代会（榛名文化会館エコー）



みんなのよい食プロジェクト

JAグループは今、「みんなのよい食プロジェクト」を推進中。

「みんなのよい食プロジェクト」とは、安全で品質の高い農畜産物の生産や地産地消、食農教育など、いろいろな事業を通して生産者と消費者の絆を深める取り組みです。



耕そう、大地と地域の未来。

 JAグループ群馬